

「社員総会運営規程」一部改定について

平成 30 年6月6日

一般社団法人和食文化国民会議

会長 伏木 亨

平成 30 年(2018 年)6月6日定時社員総会終了時より「社員総会運営規程」を下記対照表の通り一部改定いたします。

(下線部分は改正箇所)

| 改 定 後 | 旧 |
|--|--|
| <p>第 11 条 (この条を削除、以下の条数を繰り上げ)</p> <p><u>(議長の権限)</u></p> <p><u>第 11 条</u></p> <p>4 (この項を削除)</p> | <p>(副議長の選出)</p> <p>第 11 条</p> <p>3 総会の副議長は、会長代行がこれに当たる。ただし、定款第 15 条第 2 項の規定により会長代行が議長を務める場合には、総会に出席した他の理事の中から副議長 1 名を選出する。</p> <p>(議長及び副議長の権限)</p> <p>第 12 条</p> <p>4 副議長は、議長を補佐し、議長から指示されたときは、その範囲において議長の職務を遂行する。</p> |

以上